

平成21年度 大学教育・学生支援推進事業
(就職支援推進プログラム) 審査要項

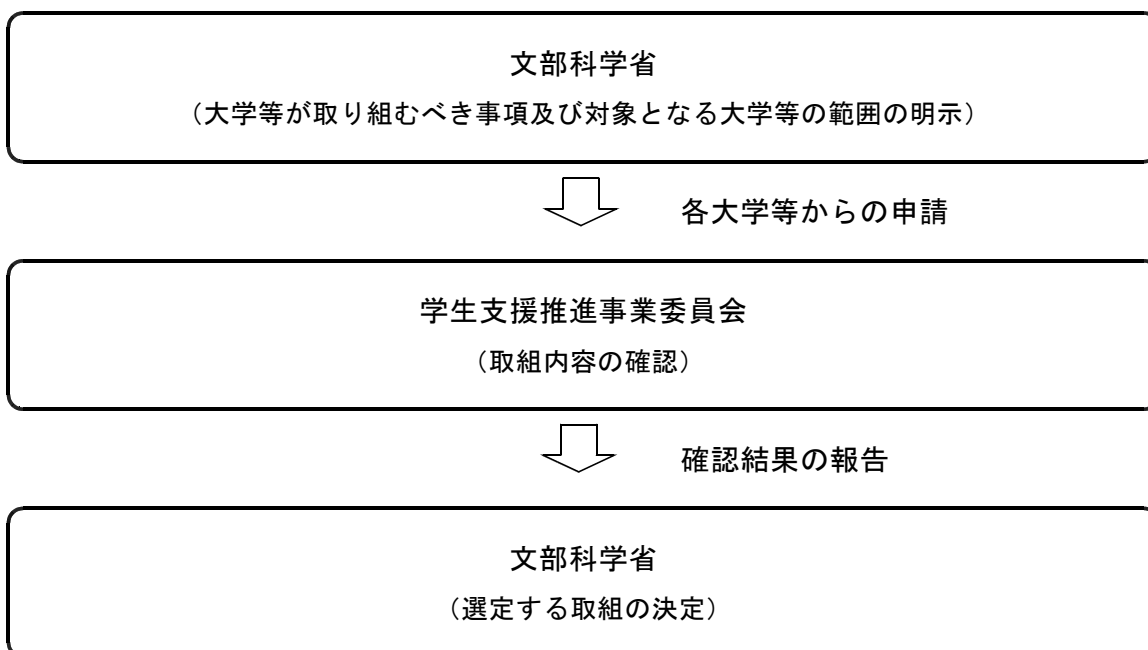
I 趣旨・目的

大学教育・学生支援推進事業（就職支援推進プログラム）（以下、「プログラム」という。）は、各大学・短期大学・高等専門学校（以下、「大学等」という。）から申請された、各大学等における就職支援態勢の強化を図るための取組の中から、達成目標を明確にした効果が見込まれる取組を選定し、広く社会に情報提供するとともに、重点的な財政支援を行うことにより、学生の就職率の向上やキャリア形成の促進を図ることを目的とする。
プログラムにかかる審査等は、この審査要項により行うものとする。

II 選定までの手順

プログラムの選定のための確認等は、独立行政法人日本学生支援機構において運営される「学生支援推進事業委員会」及び文部科学省において行う。

【選定までの流れ】



Ⅲ 審査・確認方法等

プログラムにおける取組の選定にあたっては、次の事項に沿って評価する。
（【取組 1】については 1～8 の事項、【取組 2】については 1～13 の事項。）

- 1 取組の趣旨・目的・達成目標
 - ・就職支援態勢の強化のための取組か。
 - ・達成目標は明確か。
- 2 取組の具体的内容・実施体制
 - ・取組の具体的内容・実施体制は、目的・達成目標に有効か。
 - ・取組の実施体制は具体的か。
- 3 取組の評価体制・達成目標に対する指標
 - ・取組の評価体制は具体的か。
 - ・達成目標に対する達成度について具体的な指標が設定されているか。
- 4 取組の実施計画等
 - ・実施計画は具体的か。
 - ・財政支援期間終了後の展開は具体的か。
- 5 最終学年に在籍していた学生のうち就職を希望していた学生の就職率
（平成 21 年 4 月 1 日現在）
 - 【C】／【B】
 - 【A】：最終学年に在籍していた学生
 - 【B】：最終学年に在籍していた学生【A】のうち就職を希望していた学生
 - 【C】：就職した学生
- 6 最終学年に在籍していた学生に対する求人票の数の比率（平成 21 年 4 月 1 日現在）
 - 【D】／【A】
 - 【D】：最終学年に在籍していた学生【A】に対する求人票の数
- 7 就職支援体制（平成 21 年 4 月 1 日現在）
 - ・就職支援相談窓口の有無
 - ・最終学年に相当する入学定員に対する就職支援担当職員 1 人当たりの学生数
 - 【E】／【F】
 - 【E】：最終学年に相当する入学定員
 - 【F】：就職支援に関する業務を主たる職務とする職員（常勤・非常勤を問わない）
 - ・就職支援担当職員 1 人当たりが受けた相談件数（平成 20 年度実績）
 - 【G】／【F】
 - 【G】：就職支援担当職員が受けた相談件数
- 8 就職内定状況（平成 21 年 11 月末以降で把握している最新の状況）
 - 【J】／【I】
 - 【H】：最終学年に在籍している学生
 - 【I】：最終学年に在籍している学生【H】のうち就職を希望している学生
 - 【J】：就職内定を得ている学生

- 9 大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの能力を発揮し、社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うため、教育課程の実施及び厚生補導を通じて指導・支援を行うキャリアガイダンスの実施状況。(平成21年12月末現在)
- 10 学生の適性と能力に応じた相談、指導、情報提供等の支援を行い、職業的自立へ導く専門的なキャリア・コンサルティングを行う人材の配置などの体制の整備状況
(平成21年12月末現在)
- 11 キャリア教育(学生が将来への目的意識を明確に持てるよう、職業観を涵養し、職業に関する知識・技能を身に付けさせ、自己の個性を理解した上で主体的に進路を選択できる能力・態度を育成する教育)を目的とした授業科目の開設状況
(平成21年12月末現在)
- 12 教育課程外におけるビジネスマナー講座、種々の資格取得講座開設の有無
(平成21年12月末現在)
- 13 ホームページ、大学独自の就職情報誌、メーリングシステム等を通じた学生への就職情報等の提供の有無(平成21年12月末現在)

IV その他

1 開示・非開示

(1) 「学生支援推進事業委員会」(以下、「委員会」という。)の審議内容等の取扱いについて

- ① 委員会の会議は、専ら審査等に関する審議内容であるため、審査等の円滑な遂行確保の観点から、会議及び会議資料は、原則、非公開とする。
- ② 審査・評価の結果は、文部科学省へ報告することとする。

(2) 委員氏名について

委員の氏名は、選定後に公表することとする。

2 利害関係者の排除

申請に直接関係する委員は、事務局にその旨申し出ることとし、自己の関係する申請の審査等を行わないこととする。

(利害関係者とみなされる場合の例)

- ・委員が当該大学、短期大学、高等専門学校の専任又は兼任として在職(就任予定を含む。)している場合
- ・委員が当該大学・学校法人等の役員として在職(就任予定を含む。)している場合
- ・その他委員が中立・公正に審査等を行うことが困難であると判断される場合

3 情報の管理、守秘義務、申請書の用途制限

(1) 審査等の過程で知り得た個人情報及び対象大学等の審査内容等に係る情報については外部に漏らしてはならない。

(2) 委員として取得した情報(申請書等各種資料を含む)は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。

(3) 審査資料等は、取組の選定を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内で使用する。

4 状況調査等

本プログラムの審査・評価方法の改善等のために取組の支援期間終了後に状況調査を行うこととする。